

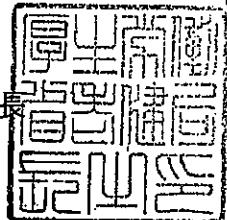


老発第 0331017 号

平成 18 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
の軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来から御配慮いただいているところであるが、
今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実
施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号）の一部を別添のとおり改正
し、平成 18 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町
村に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施について御協力を賜
りたい。

○「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号) (抄)

【新旧対照表】

	改正後	現行
低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について
(別添1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	(別添1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	

- 1 目的 障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となつていてから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であつて、介護保険制度の適用を受けることになつたもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図るものである。
- 2 実施主体 市町村
- 3 実施方法
- (1) 本事業の対象者は、生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 本事業の対象者は、以下のとおりとする。
- ア 経過措置対象者 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む。）に属する者であつて、かつ、平成17年度末現在において本事業の対象者として認定されていたものとする。
- (2) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス及び難病患者等ホームヘルプサービスをいう。）を利用していた者であつて、65歳に到達したことで介護保険の対象者となつたもの（法施行時において高齢者施設又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者であつて、65歳到達以前に障害者手帳の交付を受けているものを含む。）。
- ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス及び難病患者等ホームヘルプサービスをいう。）を利用してた者であつて、65歳に到達したことで介護保険の対象者となつた者（法施行時において高齢者施設又は障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者であつて、65歳到達以前に障害者手帳の交付を受けているものを含む。）。

	<p>特定疾患によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又是要支援の状態となつた40歳から64歳までの者。</p> <p><u>1 制度移行措置対象者</u></p> <p>(1) 障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となる者であつて、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなつたもの。</p> <p>(2) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であつて、65歳に到達したことで介護保険の対象者となつたもの。</p> <p>(3) 特定疾患によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又是要支援の状態となつた40歳から64歳までの者。</p> <p>(4) 市町村において、原則として、上記対象者について、訪問介護利用者負担額減額認定証を発行する。</p> <p>(5) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護等の事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。整減後の利用者負担割合は、(1)アの場合、平成18年4月1日から平成19年6月30日までの間は3%、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は6%、平成20年7月1日からは通常どおり10%とし、(1)イの場合、0%（全額免除）とする。</p>	<p>1 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又是要支援の状態となつた40歳から64歳までの者。</p>
	<p>2 別添1 介護保険制度における高額介護サービス費の適用関係</p> <p>(1) 別添2の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。</p> <p>(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。</p> <p>(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は、障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いたん課税になつた者については、翌年度以降非課税になつた場合には、本事業の対象とするものとする。</p>	<p>2 別添1 介護保険制度における高額介護サービス費の適用関係</p> <p>(1) 別添2の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。</p> <p>(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。</p> <p>(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は、障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いたん課税になつた者については、翌年度以降非課税になつた場合には、本事業の対象とはしないものとする。</p>
	<p>3 別添2 介護保険制度における高額介護サービス費の適用関係</p> <p>(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。</p> <p>(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。</p> <p>(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は、障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いたん課税になつた者については、翌年度以降非課税になつた場合には、本事業の対象とするものとする。</p>	<p>3 別添2 介護保険制度における高額介護サービス費の適用関係</p> <p>(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。</p> <p>(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。</p> <p>(3) 対象者の所得状況の確認については、毎年7月に所得確認又は、障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いたん課税になつた者については、翌年度以降非課税になつた場合には、本事業の対象とするものとする。</p>

(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業実施要綱		(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担額軽減制度事業実施要綱
1 目的 (略)	1 目的 (略)	1 目的 (略)
2 実施主体 (略)	2 実施主体 (略)	2 実施主体 (略)
3 実施方法 (略)	3 実施方法 (略)	3 実施方法 (略)
(1) (略)	(1) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額とする。	(1) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人ホーム(特別養護老人ホーム)における施設サービスに係る利用者負担額とする。
(2) (略)	(2) 平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。	(2) 平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。
(3) (略)	(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担によるものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1／2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。	(4) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担によるものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1／2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。
(5) (略)	(5) (略)	(5) (略)
(6) (略)	(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担によるものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1／2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。	(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担によるものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1／2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。
なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

について、全額を助成措置の対象とするものとする。
なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

- (1) (略)
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を行うものとする。
- その際、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者のサービスの見直しにより、本事業に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。
- また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

4 留意事項

- (1) (略)
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行うものとする。
- その際、特別養護老人ホームに入所する利用者負担第2段階の者の施設サービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。
- また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(略)

- (3) (略)
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外となることから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となつていて。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、特別養護老人ホームについて、全ての社会福祉人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

5 税制改正に伴う特例措置

(1) 目的

平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで市町村民税世帯非課税者であつた者のうち一定の年金収入等を有する者は利用者負担第4段階に上昇することとなる。こうした者のうち、利用者負担段階が2段階以上上昇する者については、補足給付や高額介護

サービス費について上昇を1段階に留める措置を講ずることとしているが、利用者負担段階が1段階上昇する者（利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者）であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合には、利用料が相応程度上昇することにより、負担が困難になる場合もあると考えられる。このため、これらの人について経過措置として本事業に基づく軽減の対象とすることにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

本経過措置による軽減の実施については、3(2)中「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額」とあるのは「食費、居住費（滞在費）及び宿泊費における利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）」と、3(3)中「市町村民税世帯非課税」とあるのは、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第8条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）と、3(3)①中「150万円」とあるのは、「190万円」と、3(5)中「1／4（老齢福祉年金受給者は1／2）」とあるのは、「1／8」と読み替えて行うものとする。

(3) 実施期間

平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

(別添3)
離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

- 1 目的
(略)

- 2 実施主体
(略)

- 3 対象市町村
(略)

4 実施方法 (1)・(2) (略) (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護又は介護予防訪問介護（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいつたん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1／2を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいつたん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1／2について、市町村が助成を行う。	4 実施方法 (1)・(2) (略) (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護又は介護予防訪問介護に係る利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいつたん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1／2について、市町村が助成を行う。 5 留意事項 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行ふものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
(別添4) 削除 1 目的 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の施行に伴い、平成17年10月から介護保険施設の介護報酬が改定され、居住費及び食費については保険給付の対象外となる。 （別添4） 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度のユニット型個室に係る特例措置実施要綱	

<p>護老人ホームの低所得者層の負担増の激変緩和を図る観点から、平成18年4月の介護報酬改定までの暫定措置として、社会福祉法人による利用者負担軽減制度を活用した特例措置を講ずる。</p>	<p><u>2 実施主体</u> ユニット型指定介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定介護老人福祉施設（以下「ユニット型施設」という。）入所者の保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）</p>	<p><u>3 実施方法</u></p> <p>(1) 本措置の対象となるユニット型施設は、利用者負担第4段階の者の平成17年10月分の居住費月額（居住費の日額に30.4を乗じたものとする。以下同じ。）又は平成17年9月分の居住費月額に平成17年10月介護報酬改定による報酬減額分相当（4万8千円）を加算した額のいづれか低い額（10月以降開設する施設にあっては、開設後の居住費月額。以下「基準居住費」という。）が、特定入所者介護サービス費に係る居住費の基準費用額（6万円）を上回る額が1万円を超える施設とする。</p> <p>(2) 本措置を実施しようとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供するユニット型施設の所在地の都道府県知事及び施設入所者の保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。</p> <p>(3) 市町村は、本措置を実施するユニット型施設に対して、基準居住費から7万円（特定入所者介護サービス費に係る基準費用額（6万円）と施設負担相当（1万円）の合計額）を差し引いた額について、本措置を実施する社会福祉法人等に対して、本措置の対象者1人当たり月額3万円を上限に助成する。</p> <p>(4) 本措置の対象者は、本措置の対象となるユニット型施設に入所している者であって、居住費に係る利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者とする。</p> <p>(5) 市町村は、施設の申請内容に基づき、助成金額を概算払いすることとし、本措置終了後にこれを精算するものとする。</p> <p>なお、精算に当たり、本措置の対象者が一月を通じてユニット型施設に入所していない場合にあっては、助成額に当該月の入所日数/30.4を乗じて得た額を助成するものとする。</p>
---	---	---

	<p>4 留意事項</p> <p>(1) 施設は本措置対象者から、特別な室料を徴収してはならない。</p> <p>(2) 本措置は平成18年3月31日をもって終了する。</p>
--	--